

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年 3月22日
山形県条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書
(以下単に「事業計画書」という。)

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 施行規則

平成17年 3月22日
山形県規則第 8号
改正
平成20年 2月29日
山形県規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項
- 2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号 （省略）

別記様式第2号 （省略）

山形県港湾施設管理条例

昭和51年 3月31日山形県条例第29号
最終改正 令和 2年 3月24日条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 使用
 - 第1節 通常使用（第4条—第9条）
 - 第2節 目的外使用（第10条—第12条）
 - 第3節 占用（第13条—第15条）
- 第3章 使用料及び入港料（第16条—第19条）
- 第4章 行為の規制（第20条・第21条）
- 第5章 監督（第22条・第23条）
- 第6章 雑則（第24条—第27条）
- 第7章 罰則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県の管理に属する港湾施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- 第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、港湾法（昭和25年法律第218号）において用いる用語の例によるものとする。
- （1） 港湾施設 港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された施設（同法第2条第6項の規定による国土交通大臣の認定を受けた施設を含む。）をいう。
 - （2） 酒田北港緑地 酒田港の港湾施設のうち「北港第2号緑地」の名称をもつて前号に規定する公示がなされた緑地をいう。
 - （3） 酒田北港緑地展望台 酒田港の港湾施設のうち「北港第3号緑地」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた緑地をいう。
 - （4） 東ふ頭交流施設 酒田港の港湾施設のうち、「東ふ頭交流施設」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた休憩所をいう。
 - （5） 山形県酒田海洋センター 酒田港の港湾施設のうち「山形県酒田海洋センター」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた施設をいう。
 - （6） 第1酒田プレジャーボートスポット 酒田港の港湾施設のうち、第1酒田プレジャーボートスポットに係るものとして第1号に規定する公示がなされたものをいう。
 - （7） 第2酒田プレジャーボートスポット 酒田港の港湾施設のうち、第2酒田プレジャーボートスポットに係るものとして第1号に規定する公示がなされたものをいう。
 - （8） 加茂港緑地 加茂港の港湾施設のうち「加茂緑地」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた緑地をいう。
 - （9） 鼠ヶ関マリーナ 鼠ヶ関港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供するためのものをいう。
 - （10） 通常使用 港湾施設を港湾法第2条第5項各号に掲げる区分により、設置の目的に従い使用することをいう。
 - （11） 目的外使用 港湾施設の用途又は目的を妨げない限度において、同施設の設置の目的以外の用途又は目的に使用することをいう。
 - （12） 占用 港湾施設に工作物等を設置すること等により、同施設の全部又は一部を継続的に使用することをいう。
- （責務）

第3条 知事は、何人に対しても港湾施設の使用に関し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 港湾施設を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに港湾法その他の法令に従い、港湾施設の安全かつ効率的な利用に支障となるような行為をしないとともに港湾環境の良好な維持に努めなければならない。

第2章 使用

第1節 通常使用

(通常使用)

第4条 港湾施設は、当該港湾施設の設置の目的に従い、これを使用（占有を除く。以下この章において同じ。）することができる。

(承認)

第5条 前条の規定により航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(承認の基準)

第6条 知事は、前条の承認の申請が次の各号の一に該当すると認める場合を除き、承認をしなければならない。

(1) 申請者が、当該申請に係る港湾施設を使用するについて必要な免許、許可その他法令に基づく資格を有しないとき。

(2) 申請者が、第22条第1項の規定により使用の承認の取消しを受け、その取消しのあつた日から起算して1年を経過しないとき。

(3) 申請に係る行為により港湾施設が損傷し、又は汚損されるおそれがあるとき。

(4) 当該港湾施設の能力に照らし適切でないとき。

(5) 知事が港湾施設の効率的な利用を確保するため特に必要があると認め、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して、船舶又は貨物の種類別にその用途を定めた場合にあつては、当該定められた用途に照らし適切でないとき認められるとき。

(6) その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

(変更の承認)

第7条 第5条の規定による承認を受けた者が、当該承認に係る事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、その変更があつた後遅滞なく届け出ることをもって足りるものとする。

2 前条の規定は、前項の承認について準用する。

(使用の期間)

第8条 知事は、使用の承認にあつては、30日（専用的に使用させる必要のあるものにあつては、1年）以内の使用期間を定めるものとする。

2 知事は、相当の事由があると認めるときは、期間を定めて前項の使用期間の延長を承認することができる。

(転貸等の禁止)

第9条 第5条の承認を受けた者は、当該承認に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。

第2節 目的外使用

(許可)

第10条 港湾施設は、第4条の規定にかかわらず、知事の許可を受けて、当該港湾施設の設置の目的以外の用途又は目的に使用することができる。

2 知事は、前項の許可の申請が、当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであり、かつ、当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないと認められる場合を除き、許可をしてはならない。

(変更の許可)

第11条 前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、その変更があつた後遅滞なく届け出ることをもって足りるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(転貸等の禁止)

第12条 第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第3節 占用

(許可)

第13条 港湾施設に工作物を設置すること等により、その全部又は一部を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が当該免許に係る水域について占用する場合又は港湾法第37条の規定による許可を受け、若しくは協議をした者が当該許可若しくは協議に係る行為として占用する場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の許可の申請が、次の各号に適合すると認める場合を除き、許可をしてはならない。

- (1) 当該港湾施設の設置目的及び用途を妨げるおそれがないものであること。
- (2) 当該港湾施設を原状に回復することが困難でないものであること。
- (3) その他当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないものであること。

(変更の許可)

第14条 前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、その変更があつた後遅滞なく届け出ることをもつて足りるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(転貸等の禁止)

第15条 第12条の規定は、本節の占用について準用する。

第3章 使用料及び入港料

(使用料の徴収)

第16条 県は、港湾施設を使用（占有を含む。以下この章において同じ。）する者（第26条の規定により港湾施設のうち第2条第2号から第9号までに定めるもの（以下「指定港湾施設」という。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、当該指定港湾施設に係る第5条の承認を受けた者（以下「指定管理者の承認を受けた者」という。）を除く。）から、別表（第1号へ加茂港緑地の項を除く。）に定める金額を使用料として徴収する。

2 使用料は、港湾施設の使用を承認され、又は許可された時に現金で納入しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納することができる。

3 前項の規定にかかわらず、占有を許可された期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占有料は、毎年度、当該年度分を知事の指定する日までに納入するものとする。

(使用料の減免)

第17条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するために使用するとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰すことのできない事由により、当該施設の全部又は一部を使用することができないとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、未使用期間に係る使用料を還付することができる。

- (1) 港湾計画の遂行その他公益上の事由により使用の承認又は許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰すことのできない事由により当該港湾施設の使用の開始又は継続ができないとき。
- (3) 使用の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(入港料)

第19条 県は、県が管理する港湾に入港する500トン以上の船舶から、入港料を徴収する。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 警備救護に従事する船舶
 - (2) 海象又は気象の観測に従事する船舶
 - (3) 漁業監視船
 - (4) 港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第16条各号に掲げる船舶
 - (5) 地方公共団体の所有に属する船舶
 - (6) その他知事が特に必要と認める船舶
- 2 前項の入港料の額は、総トン数1トンにつき5円（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（同法第44条に規定する船舶運航の事業を含む。）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶以外のもの及び港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業に使用される船舶にあつては、4円）の範囲内で知事が定める。
- 3 知事は、前項の額を決定しようとするときは、山形県地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 入港料は、船舶所有者又は傭船者が納入するものとし、納付の時期は、船舶が入港した直後とする。

第4章 行為の規制

（禁止行為）

第20条 何人も、港湾施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 港湾施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為（第13条第1項の規定による許可又は港湾法の規定に基づく許可若しくは協議に基づいてする行為を除く。）
- (2) 竹木、土石、ごみ、汚物等を投棄し、又は放置すること。
- (3) 船舶の航行の安全を妨げるおそれのある物件を放置し、又は停留すること。
- (4) その他港湾施設の機能を低下させ、又は同施設の利用及び保全上支障となるおそれのある行為（行為の許可）

第21条 港湾施設内及び港湾施設に隣接する区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) くん蒸施設を有する上屋及び倉庫以外の場所でくん蒸作業を行うこと。
 - (2) 第13条第1項の許可に係る行為として行う場合を除き、港湾施設の現状に変更を加えること。
 - (3) 他の法令に定めのあるものを除き、爆発物その他港湾施設における火災の原因となるおそれのある物件を積載した船舶のけい留及び同物件の積み卸しをすること。
 - (4) その他港湾施設の利用又は保全上必要と認めて知事が指定する行為
- 2 第10条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

第5章 監督

（監督処分）

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例に基づいて与えた承認（第26条の規定により指定管理者が指定港湾施設の管理を行う場合においては、指定管理者が第5条の規定により与えた承認を除く。以下この条において同じ。）若しくは許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の移動若しくは搬出、船舶の移動、工作物等の改築若しくは除却、作業その他の行為若しくは工作物等により生じ、若しくは生ずべき損害の除却若しくは予防のために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾施設の原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
 - (2) この条例に基づく承認又は許可に付した条件に違反した者
 - (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例に基づく承認又は許可を受けた者
- 2 知事は、この条例に基づき承認又は許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- (1) 承認又は許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
 - (2) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があ

ると認めるとき。

- 3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収等)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づき承認又は許可を受けた者から、必要な報告を徴し、又はその職員に当該承認等に係る場所若しくは当該承認等を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該承認等に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑則

(入出港届等)

第24条 船舶は、港湾に入港したとき、又は港湾から出港しようとするときは、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、監視船、巡視船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

- 2 県が管理する港湾を根拠地とする船舶は、前項本文の規定にかかわらず、毎月、当該港湾における入出港状況を知事に報告することをもつて同項の届出に替えることができる。

(許可等の条件)

第25条 知事は、この条例の規定による承認又は許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他当該港湾の適正な管理のために必要な条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、承認又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限るものとし、かつ、承認又は許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(指定管理者)

第26条 指定港湾施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第26条の2 指定管理者は、指定港湾施設の管理上知事が必要と認める基準のほか、指定港湾施設のうちの各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる基準に従い、その管理を行うものとする。

(1) 酒田北港緑地展望台

イ 酒田北港緑地展望台の施設のうち展望台（以下「展望台」という。）の開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。

ロ 展望台の休館日は、年間103日以下とすること。

(2) 東ふ頭交流施設

イ 開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。

ロ 休業日は、年間53日以下とすること。

(3) 山形県酒田海洋センター

イ 開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。

ロ 休館日は、年間53日以下とすること。

(4) 第1酒田プレジャーボートスポット

イ 利用時間は、1日当たり8時間30分以上とすること。

ロ 休業日は、年間103日以下とすること。

(5) 第2酒田プレジャーボートスポット

イ 利用時間は、1日当たり8時間30分以上とすること。

ロ 休業日は、年間103日以下とすること。

(6) 鼠ヶ関マリーナ

イ 利用時間は、1日当たり8時間30分以上とすること。

ロ 休業日は、年間70日以下とすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて当該指定港湾施設の開館時間又は利用時間（以下「利用時間等」という。）及び休館日又は休業日（以下「休業日等」という。）を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用時間等及び休業日等を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に指定港湾施設を利用に供し、又は供さないことができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第26条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 指定港湾施設の維持管理に関する業務

（2） 第5条の規定による指定港湾施設の使用の承認に関する業務

（3） 第7条の規定による指定港湾施設の使用の変更の承認に関する業務

（4） 第8条第2項の規定による指定港湾施設の使用期間の延長の承認に関する業務

（5） 前各号及び次項に掲げるもののほか、指定港湾施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定港湾施設の使用の承認（指定管理者が第5条の規定により与えた承認に限る。）を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

（1） 指定管理者の承認を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

（2） 指定管理者の承認を受けた者が、承認に付した条件に違反したとき。

（3） 指定管理者の承認を受けた者が、詐欺その他不正な手段により、承認を受けたとき。

（4） 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、指定港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。

3 第26条の規定により指定管理者が指定港湾施設の管理を行う場合における第5条から第8条まで及び第25条の規定の適用については、第5条中「知事の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条中「知事は」とあるのは「指定管理者は」と、第7条第1項及び第8条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第25条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「承認又は許可」とあるのは「承認」とする。

（利用料金）

第26条の4 第26条の規定により指定管理者が指定港湾施設の管理を行う場合にあつては、指定管理者の承認を受けた者は、当該指定港湾施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第26条の5 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者の承認を受けた者の責任によらない理由で指定港湾施設を使用できなくなつたときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（規則への委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

（過料）

第28条 詐偽その他不正の行為により使用料又は入港料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた

金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

2 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条、第10条第1項、第13条第1項又は第21条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第1項、第11条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者
- (3) 第9条又は第12条（第15条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (4) 第20条の規定に違反した者
- (5) 第22条第1項又は第2項の規定による知事の命令に従わなかった者
- (6) 第23条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (7) 第24条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

(山形県酒田港港湾施設使用料条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 山形県酒田港港湾施設使用料条例（昭和38年3月県条例第23号）
- (2) 酒田港港湾施設条例（昭和39年3月県条例第28号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の酒田港港湾施設条例第3条の規定による許可を受け、又は条件を付せられた者は、この条例第5条又は第25条の規定による承認を受け、又は条件を付せられたものとみなす。

附 則（昭和54年3月26日条例第20号）

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日条例第13号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和59年3月1日条例第5号）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において承認され、又は許可された港湾施設の使用（占有を含む。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前に承認され、又は許可された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月1日条例第4号）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において許可された港湾施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月18日条例第41号）

1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において承認され、又は許可された港湾施設の使用（占有を含む。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前に承認され、又は許可された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月22日条例第41号）

1 この条例は、平成元年5月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において承認され、又は許可された港湾施設の使用（占有を含む。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前に承認され、又は許可された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月26日条例第12号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第32号）

1 この条例は、平成3年5月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において承認され、又は許可された港湾施設の使用

(占有を含む。以下同じ。)に係る使用料について適用し、同日前に承認され、又は許可された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月26日条例第20号)

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日条例第32号)

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成6年6月1日以後において承認され、又は許可された港湾施設の使用(占有を含む。以下同じ。)に係る使用料について適用し、同日前に承認され、又は許可された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年10月11日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1号イ鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表上屋の項の改正規定中くん蒸施設の使用に係る上屋の使用料の加算に関する部分は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成7年3月17日条例第22号)

- 1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年10月11日条例第46号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日条例第22号)

- 1 この条例は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1号イ鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項の規定は、平成8年5月1日以後において承認された船舶給水施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された船舶給水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年7月9日条例第37号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月15日条例第46号)

- 1 この条例は、平成8年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項の規定は、平成8年12月1日以後において承認された船舶給水施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された船舶給水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月21日条例第35号)

- 1 この条例は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成9年5月1日以後に承認し、又は許可する港湾施設の使用(占有を含む。以下同じ。)に係る使用料について適用し、同日前に承認し、又は許可した港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月24日条例第29号)

- 1 この条例は、平成10年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項の規定は、平成10年5月1日以後において承認された船舶給水施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された船舶給水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月21日条例第42号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第83号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成14年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船

船舶給水施設の項の規定は、平成14年5月1日以後において承認された船舶給水施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された船舶給水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月11日条例第54号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日前に野積場であった港湾施設であって同日に引き続いてふ頭荷さばき地となるもの（以下「旧野積場」という。）について野積場としての使用の承認を受けている者は、ふ頭荷さばき地としての使用の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表野積場の項の規定を適用して算定した額とする。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧野積場に係る野積場としての使用の承認の申請は、ふ頭荷さばき地としての使用の承認の申請とみなす。

附 則（平成17年3月22日条例第16号抄）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第50号）

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表船舶給水施設の項の規定は、平成17年5月1日以後において承認された船舶給水施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された船舶給水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月8日条例第83号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第16条第1項に規定する指定港湾施設の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年2月23日条例第7号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表岸壁・物揚場・船揚場の項加茂港の欄の規定は、平成20年4月1日以後において承認された加茂港の岸壁、物揚場及び船揚場の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された加茂港の岸壁、物揚場及び船揚場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月18日条例第44号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第9号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後において承認された港湾施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月26日条例第7号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表軌道走行式荷役機械の項の規定は、

平成28年4月1日以後において承認された軌道走行式荷役機械の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された軌道走行式荷役機械の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月13日条例第47号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第44号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条第8号の改正規定及び別表の改正規定

鼠ヶ関港

（「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に改める部分、

鼠ヶ関港

に改める部分及び「鼠ヶ関港」を「鼠ヶ関港」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の港湾施設の使用の期間に係る使用料について適用する。

附 則（令和2年3月24日条例第28号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第16条第1項に規定する指定港湾施設（東ふ頭交流施設に限る。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表

(1) 通常使用の場合

イ 酒田北港緑地、東ふ頭交流施設、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設

港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考
岸壁 物揚場 船揚場	1 総トン数5トン未満の船舶（プレジャーボートを除く。岸壁・物揚場・船揚場の項（使用区分の欄第8項及び備考の欄第2号を除く。）において同じ。） 1トン1年間につき	4,600円	2,300円	2,300円	(1) 県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の額の2分の1に相当する額とする。 (2) 使用トン数、船舶の長さ及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 総トン数5トン以上50トン未満の船舶 24時間につき	171円	90円	90円	(3) 係船ロープを使用する場合は、使用時間24時間まで1本につき11,550円
	3 総トン数50トン以上100トン未満の船舶 24時間につき	345円	171円	171円	

	<p>4 総トン数100トン以上150トン未満の船舶 24時間につき</p> <p>5 総トン数150トン以上の船舶 (1) 使用時間が12時間以内の場合 1トンにつき</p> <p>(2) 使用時間が12時間を超える場合 使用時間が24時間まで1トンにつき 使用時間が24時間を超える分12時間までごとに1トンにつき</p> <p>6 総トン数の表示のない船舶その他船舶に類する施設で長さ10メートル以上50メートル未満のもの 24時間につき</p> <p>7 総トン数の表示のない船舶その他船舶に類する施設で長さ50メートル以上のもの 24時間につき</p> <p>8 プレジャーボート 船舶の長さ1メートル1月につき</p>	<p>518円</p> <p>外航船舶以外の船舶 5円19銭</p> <p>外航船舶 4円72銭</p> <p>外航船舶以外の船舶 6円93銭</p> <p>外航船舶 6円30銭</p> <p>外航船舶以外の船舶 3円46銭</p> <p>外航船舶 3円15銭</p> <p>外航船舶以外の船舶等 172円</p> <p>外航船舶 157円</p> <p>外航船舶以外の船舶等 346円</p> <p>外航船舶 315円</p> <p>566円</p> <p>外航船舶以外の船舶 1円15銭</p> <p>外航船舶 1円5銭</p>	<p>262円</p> <p>外航船舶以外の船舶 2円59銭</p> <p>外航船舶 2円36銭</p> <p>外航船舶以外の船舶 3円46銭</p> <p>外航船舶 3円15銭</p> <p>外航船舶以外の船舶 1円72銭</p> <p>外航船舶 1円57銭</p> <p>外航船舶以外の船舶等 92円</p> <p>外航船舶 84円</p> <p>外航船舶以外の船舶等 172円</p> <p>外航船舶 157円</p> <p>470円</p>	<p>262円</p> <p>外航船舶以外の船舶 2円59銭</p> <p>外航船舶 2円36銭</p> <p>外航船舶以外の船舶 3円46銭</p> <p>外航船舶 3円15銭</p> <p>外航船舶以外の船舶 1円72銭</p> <p>外航船舶 1円57銭</p> <p>外航船舶以外の船舶等 92円</p> <p>外航船舶 84円</p> <p>外航船舶以外の船舶等 172円</p> <p>外航船舶 157円</p> <p>470円</p>	<p>(外航船舶にあつては10,500円)、24時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに1本につき5,770円(外航船舶にあつては5,250円)を加算する。</p> <p>使用トン数の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p>
係船浮標係船くい	係留時間24時間まで総トン数1トンにつき	外航船舶以外の船舶 1円15銭 外航船舶 1円5銭			使用トン数の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

	係留時間24時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに総トン数1トンにつき	外航船舶以外の船舶 57銭 外航船舶 52銭			
公共臨港線	貨物1トン当たり輸送距離100メートルにつき	3円77銭			貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
軌道走行式荷役機械	コンテナクレーン 30分までごとに	34,600円			
移動式荷役機械	リーチスタッカー 30分までごとに	1,920円			
ふ頭荷さばき地	1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地 (1) 使用期間が4日を超え30日までの場合 1平方メートル1日につき (2) 使用期間が30日を超える場合 1平方メートル1日につき 2 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地 1TEU1日につき	12円10銭 24円20銭 101円	6円2銭 12円10銭	6円2銭 12円10銭	(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあつては使用期間が4日以内の場合は、使用料を徴収しない。 (2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (3) 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量1キロワット時につき31円を加算する(使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)
木材荷さばき地	使用面積1アール15日につき	1,040円			使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
上屋	1 専らコンテナ				(1) 使用面積の単位

	<p>の荷さばきの用に供する上屋以外の上屋</p> <p>(1) 使用期間が15日以内の場合 1平方メートル1日につき</p> <p>(2) 使用期間が15日を超え30日までの場合 1平方メートル1日につき</p> <p>(3) 使用期間が30日を超える場合 1平方メートル1日につき</p> <p>2 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋 1平方メートル1日につき</p> <p>3 上屋内事務室 1月につき</p> <p>4 コンテナ管理施設 1平方メートル1月につき</p>	<p>14円50銭</p> <p>29円2銭</p> <p>43円54銭</p> <p>20円</p> <p>44,810円</p> <p>1,270円</p>			<p>に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p> <p>(2) くん蒸施設を使用する場合は、くん蒸する貨物1トン当たり142円を加算する(くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)</p> <p>(3) 天井クレーンを使用する場合は、1時間までごとに4,890円を加算する。</p> <p>(4) 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p>
野積場	<p>1 使用期間が15日以内の場合 1平方メートル1日につき</p> <p>2 使用期間が15日を超え30日までの場合 1平方メートル1日につき</p> <p>3 使用期間が30日を超える場合 1平方メートル1日につき</p>	<p>2円37銭</p> <p>3円32銭</p> <p>4円28銭</p>	<p>1円18銭</p> <p>1円65銭</p> <p>2円12銭</p>	<p>1円18銭</p> <p>1円65銭</p> <p>2円12銭</p>	<p>使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p>
船舶給水施設	<p>1 外航船舶以外の船舶に給水す</p>				<p>給水量が単位に満たない場合は、その単位</p>

	る場合 (1) 時間内に行う給水 給水1立方メートル当たり (2) 時間外に行う給水 給水1立方メートル当たり 2 外航船舶に給水する場合 (1) 時間内に行う給水 給水1立方メートル当たり (2) 時間外に行う給水 給水1立方メートル当たり	561円 719円 510円 654円		818円 1,043円 744円 949円	まで引き上げる。
廃油処理施設	ビルジ又は廃油1トン当たり	外航船舶以外の船舶 2,140円 外航船舶 1,950円			ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
廃棄物選別施設	廃棄物1立方メートル当たり	141円			廃棄物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

- (注) 1 この表において「プレジャーボート」とは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の登録を受けた漁船を除く。）をいう。
- 2 この表において「外航船舶」とは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業に使用される船舶のうち、本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶をいう。
- 3 この表において「時間内に行う給水」とは、月曜日から金曜日までの日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあつては午前8時30分から午後5時までの間に、土曜日（休日を除く。）にあつては午前8時30分から午後0時30分までの間に開始する給水をいい、「時間外に行う給水」とは、時間内に行う給水以外の給水をいう。

ロ 酒田北港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
酒田北港緑地(多目的広)	全面を使用する場合 入場料金を領収する場合	1時間までごとに 2,440円	「入場料金を領収する場合」とは、使

場に限る。)		上記以外の場合	1時間までごとに 1,220円	用者が、入場者からその入場の対価を領収する場合その他施設において営利を目的とする行為を行う場合をいう。
	半面を使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに 1,220円	
		上記以外の場合	1時間までごとに 600円	

ハ 東ふ頭交流施設

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
休憩所	1 平方メートル1月につき	3,000円	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

ニ 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
栈橋 物揚場 船揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル1日につき 135円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル1月につき 662円	

ホ 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
栈橋 物揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル1日につき 135円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル1月につき 662円	

ヘ 加茂港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
緑地	駐車場	1日1回につき 830円	

ト 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
栈橋 浮栈橋 物揚場	1 ヨット (1) ディンギー型ヨット	6時間までごとに 310円	県内に住所を有する者が使用する場合における使用料の額は、当分の間、所定の使用料の額の3分の2に相当する額とする。
	(2) ディンギー型ヨット以外のヨット イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 650円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 810円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 920円	

	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの ホ 長さ8メートル以上のもの 2 モーターボート (1) 和船型モーターボート イ 長さ5メートル未満のもの ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの ホ 長さ8メートル以上のもの (2) 和船型モーターボート以外のモーターボート イ 長さ5メートル未満のもの ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに 1,050円 6時間までごとに1,050円に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額 6時間までごとに 700円 6時間までごとに 860円 6時間までごとに 970円 6時間までごとに 1,140円 6時間までごとに1,140円に長さが7メートルを超える1メートルごとに380円を加えた額 6時間までごとに 860円 6時間までごとに 1,030円 6時間までごとに 1,230円 6時間までごとに 1,400円 6時間までごとに1,400円に長さが7メートルを超える1メートルごとに440円を加えた額	
船舶保管施設	1 ヨット (1) ディンギー型ヨット イ 使用期間が1月未満の場合 ロ 使用期間が1月以上の場合 (2) ディンギー型ヨット以外のヨット イ 長さ5メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の場合 (ロ) 使用期間が1月以上の場合 ロ 長さ5メートル以上6メ	1日につき 1,300円 1月につき 6,600円 1日につき 2,460円 1月につき 12,430円	(1) 県内に住所を有する者が使用する場合における使用料の額は、当分の間、所定の使用料の額の3分の2に相当する額とする。 (2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

	ートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	2,970円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	14,910円
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,470円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	17,400円
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,960円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	19,890円
	ホ 長さ8メートル以上のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき3,960円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,230円を加えた額	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき19,890円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,200円を加えた額	
2	モーターボート		
	(1) 和船型モーターボート		
	イ 長さ5メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	2,460円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	12,930円
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,210円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	15,540円
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,710円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	18,160円
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの		

	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,210円	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,760円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,210円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,350円を加えた額	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,760円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,450円を加えた額	
	(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート			
	イ 長さ5メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,120円	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	15,700円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,860円	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	18,860円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,470円	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	22,020円	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	5,060円	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	25,140円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	5,060円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,550円を加えた額	
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	25,140円に長さが7メートルを超える1メートルごとに7,850円を加えた額	
	給水施設	1基30分までごとに		220円

	給電施設		1 基30分までごとに	330円	
	けん引運搬車		1 回につき	120円	
	駐車場	1 原動機付自転車及び自動二輪車	1 日につき	170円	
		2 普通自動車及び小型特殊自動車	1 日につき	340円	
		3 大型自動車及び大型特殊自動車	1 日につき	1,230円	
船揚場	ウインチ	ヨット及びモーターボート			
		1 長さ5メートル未満のもの	1 回につき	610円	
	2 長さ5メートル以上のもの	1 回につき	920円		
	上下架クレーン	ヨット及びモーターボート			
1 長さ6メートル未満のもの		1 回につき	1,110円		
	2 長さ6メートル以上のもの	1 回につき	1,330円		
港湾管理事務所	会議室		1 時間までごとに	360円	
	研修ホール		1 時間までごとに	1,150円	照明設備を使用する場合は、1 時間までごとに1,220円を加算する。
	シャワー		1 回につき	220円	

(注) 1 この表において「ディンギー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものをいう。

2 この表において「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

(2) 目的外使用又は占用の場合

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
港湾施設	港湾管理事務所	1 平方メートル1年に 5,680円 つき	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	その他の港湾施設	他の港湾施設としての用に供する目的で使用するとき、当該供された目的のために設置された港湾施設について定められている通常使用の場合の使用料の額	
港湾施設	工作物を設置	電柱類及び	1 本1年につき 1,500円 (1) 使用面積が単位に満たな

設用地	する場合	これに類するもの		い場合は、その単位まで引き上げる。 (2) 使用期間が1年に満たない場合にあつては、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。
		鉄塔及びこれに類するもの	1.7平方メートル1年につき 1,650円	
		地下工作物 (管類埋設を含む。)	投影面積1平方メートル1年につき 375円	
		架空工作物	投影面積1平方メートル1年につき (架線にあつては1メートル1年につき 260円) 360円	
		その他	1平方メートル1年につき (加茂港及び鼠ヶ関港にあつては 360円) 720円	
	工作物を設置しない場合	1平方メートル1月につき (加茂港及び鼠ヶ関港にあつては 40円) 80円	(1) 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月につき、140円とする。 (2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (3) 使用期間の単位に満たない場合は、日割計算によるものとする。	